

# 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第57条第2項に基づき、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構（以下「本機構」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本機構の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (本機構の責務)

第2条 本機構は、法令及び定款に基づく情報公開に加え、一般に情報公開することの趣旨を尊重し、その活動状況等の積極的な公開に努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第3条 情報公開は、その対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備置き及びインターネットの方法によるものとする。

## (事務所備置き書類の閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 本機構の事務所備置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所の総務企画部とする。

2 閲覧の日は、本機構の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、本機構は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

## (閲覧等に関する事務)

第5条 閲覧希望者から法令並びに定款第9条第2項、第10条第3項及び第51条の規定による事務所備置きの書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

## (インターネットによる情報公開)

第6条 本機構は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第8条 本機構の情報公開に関する事務は、総務企画部が管理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成24年6月7日から施行する。

## 様式 1

### 閲 覧 ( 謄 写 ) 申 請 書

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

理事長 ○○ ○○ 殿

申請年月日

申請者名

印

申請者住所

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

#### 閲覧（謄写）目的

#### 閲覧対象書類（該当するものに○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
3. 事業報告書・計算書類及び付属明細書・運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員等名簿
7. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
8. 特定費用準備資金算定根拠
9. 特定財産の改良・保有資金の明細
10. 寄附等による財産・資金で公布者の定めた用途に充てるものの明細
11. 議事録（理事会・評議員会）  
(以下の書類は、評議員・債権者に限り閲覧・謄写ができます。)
12. 会計帳簿

